

砺波市公共工事総合評価方式試行要領

平成19年12月28日

告示第165号

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき、砺波市（以下「市」という。）が発注する公共工事の品質確保の促進を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の規定に基づき、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式の試行対象工事は、入札価格と企業の施工能力及び地域性、社会性等を一体として評価することが妥当と認められる工事とする。ただし、緊急を要する工事及び小規模な工事は、除くものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第3条 総合評価方式を実施するに当たっては、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定により、次に掲げる事項について学識経験を有する者の意見を聴取するものとする。

- (1) 総合評価方式によることの適否
- (2) 落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
- (3) 価格その他の条件が市に最も有利なものの決定
- (4) その他公共工事の品質確保の促進に資する技術的助言

(総合評価の方法)

第4条 総合評価の方法は、次の式により算出して得られる数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

評価値＝技術評価点÷入札価格

＝（標準点＋技術加算点）÷入札価格

- 2 標準点は、要求する要件を最低限満たしている技術資料について与える点数とし、その点数を100点とする。

3 技術加算点は、技術資料について、別表に規定する評価項目及び評価基準に基づき求められた配点合計（以下「評価点数」という。）を次の式により算出される点数とする。

技術加算点＝評価点数×10点（技術加算点の満点）÷75点（配点合計の満点）
（落札者の決定方法）

第5条 落札者は、次の要件を満たす入札参加者のうち、評価値が最も高い者とする。

- （1） 要求する要件を最低限満たしていること。
- （2） 入札価格が予定価格を超えていないこと。
- （3） 評価値が、次の式により算出して得られる基準評価値を下回っていないこと。

基準評価値＝100点（標準点）÷予定価格（単位：百万円）

2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とする。ただし、入札価格が同額である場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

3 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合には、前2項の規定にかかわらず、落札者の決定を保留し、砺波市低入札価格調査制度要領（平成19年砺波市訓令第22号）に基づき、審査を行い、落札者を決定するものとする。

4 総合評価方式の試行対象工事に係る入札については、砺波市入札心得（平成16年砺波市訓令第22号）のうち、落札者の決定に関する規定は、適用しない。

（評価結果等の公表）

第6条 入札参加者の入札価格及び評価値については、落札者決定後、速やかに公表するものとする。

（苦情の処理）

第7条 入札参加者から落札者の決定等に関し苦情があったときは、当該入札参加者の評価項目ごとの評価点数を通知するものとする。この場合において、当該評価の理由を求められたときは、その理由を説明するものとする。

（工事成績の減点）

第8条 虚偽の報告その他の悪質な行為があった場合に行う工事成績の減点の点数は、13点とする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、様式その他総合評価方式の試行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年1月1日から施行する。

別表（第4条関係）

評価項目、評価基準及び配点

●必須項目 ○選択項目

○ 企業の施工能力

評価項目	評価内容	評価基準	配点	備考
企業の施工能力	施工実績	一定期間の同種工事の実績の有無（国、県及び市が発注した工事に限る。）	あり 5点	(1) 一定期間とは、5箇年（発注年度の前4年度及び当該年度の当初から直近四半期までの期間）とする。
		なし 0点		(2) 国土交通省、農林水産省（林野庁を含む。）及び富山県（以下「国等」という。）並びに市が発注した市内における工事の実績を認める。 (3) 契約額500万円未満の工事は実績と認めない。
	工事成績	一定期間の同種工事の工事成績評定点の平均点（市が発注した工事を原則とする。）	85点以上 15点	(1) 一定期間とは、発注年度の前4年度及び当該年度の当初から直近四半期までの期間とする。
		85点未満71点以上 配点＝平均点－70点 70点以下 0点	1点～14点	(2) 市発注工事の実績がない場合においては、県発注工事の発注年度の前4年度及び当該年度の直近四半期までの平均とする。

優良工事表彰	発注年度の前2年度における優良工事表彰等の有無	あり	5点	国、県若しくは砺波土木協会の優良工事表彰のうち富山県内で施工された工事で建設業法（昭和24年法律第100号）上の許可が同じ工種で受賞したもの又は国の生産性向上技術活用表彰若しくは安全管理優良受注者表彰のうち富山県内の本店若しくは支店として受賞したものを対象とする。
		なし	0点	
ISO認定	技術資料提出時におけるISO9001（品質）並びにISO14001（環境）若しくはエコアクション21の取得の有無	両方取得	10点	（1） 技術資料提出の締切日時点において、国際標準規格ISO認定及びエコアクション21の有効期間内にあること。 （2） ISO9001（品質）は、建設業に関連するものに限る。 （3） ISO14001とエコアクション21の両方を取得している場合の重複加算は行わない。
		片方取得	5点	
		なし	0点	
配点計			35点	

○ 企業の地域性・社会性

評価項目		評価内容	評価基準	配点	備考
企業の地	主たる営業所の所在地		市内	5点	市内に主たる営業所を置く者については、加点するものとする。
			市外	0点	
	災害協定	災害協定への	あり	5点	市と災害協定を締結して

域 性 ・社 会 性		参加の有無	なし	0点	いる（当該者が加入する団体等で協定を締結している場合も含む）者については、協定書等の写しを添付することにより、加点するものとする。
	除雪協力	過去2年度の	あり	5点	過去2年度に、県、市又は市内の各地区と除雪の契約を締結した者については、契約書等の写しを添付することにより、加点するものとする。
		受託実績の有無	なし	0点	
	ボランティア活動	過去2年度の	あり	5点	過去2年度に、2回以上別に定める地域ボランティア活動を継続的に行っている者については、実績報告書を提出することにより、加点するものとする。
		活動実績の有無	なし	0点	
	障害者雇用	障害者雇用の	あり	5点	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する障害者の雇用をしている者については、報告書を提出することにより、加点するものとする。
		有無	なし	0点	
	消防団員の育成	消防団員の有	あり	5点	従業員に砺波市消防団員がいる者については、報告書を提出することにより、加点するものとする。
		無	なし	0点	
	消防団協力	消防団協力事	あり	5点	砺波市消防団協力事業所

事業所	業所認定の有無	なし	0点	表示制度実施要綱（平成20年砺波市告示第112号）に基づき、協力事業所として認定された事業所については、砺波市消防団協力事業所表示証交付書の写しを提出することにより、加点するものとする。
男女共同参画推進事業所	富山県男女共同参画推進事業所認証取得の有無	あり なし	5点 0点	富山県男女共同参画チーフ・オフィサー事業における男女共同参画推進事業所認証取扱要領に基づき認定を受けている者については、認定証の写しを添付することにより、加点するものとする。
配点計			40点	